

広島県告示第七百八十二号

令和四年広島県告示第四百十三号（広島県港湾施設管理条例の規定による制限区域の設定）の一部を次のとおり変更する。

変更する制限区域の別図は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島港湾振興事務所において縦覧に供する。

令和四年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更後				変更前			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
港湾名 広島港	地区名 宇品外貿地区	施設名 宇品外貿埠頭岸壁	制限区域 岸壁から沖合六五メートルまでの範囲内の※別図に示す水域	港湾名 広島港	地区名 宇品外貿地区	施設名 宇品外貿埠頭岸壁	制限区域 岸壁から沖合六五メートルまでの範囲内の別図に示す水域
	削除 (略)	削除 (略)	削除 (略)		坂地区 (略)	内外輸送（株） 棧橋 (略)	岸壁から沖合四五メートルまでの範囲内の別図に示す水域 (略)

※変更箇所…別図に示す水域を変更する。